

事 務 連 絡
平成28年 1 月 27 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フランス産鶏肉のナイカルバジン)

標記については、登録検査機関の受託体制が整うまでの間の取扱いについて、平成27年7月31日付け食安輸発0731第2号により通知したところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、フランス産鶏肉及びその加工品について、ナイカルバジンに係る検査命令を実施するようお願いいたします。

(参考)

平成28年1月21日現在のナイカルバジンに係る検査命令受託可能検査機関

- (1) 一般財団法人 新日本検定協会
- (2) 一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター